

## 令和4年度組織改正に伴う条例の制定について

### 1 条例の制定

「福井県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例」

教育委員会で所管している競技力向上にかかる業務を知事部局に移管し、スポーツ行政全般を知事部局で所管するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、条例の制定

※現在は、スポーツ行政の一部を知事部局で所管するため、地方自治法第180条の7に基づき、交流文化部長・武道館長等に委任

### 2 関係条例の改正

#### (1) 附属機関に関する条例

- ・福井県選手強化対策委員会 「教育委員会の附属機関」 → 「知事の附属機関」

#### (2) 福井県スポーツ推進審議会条例

- ・委員の任命 「教育委員会が知事の意見を聞いて任命」 → 「知事が任命」

#### (3) 福井県立体育施設の設置および管理に関する条例

- ・指定管理者の管理 「教育委員会が指定」 → 「知事が指定」

#### (4) 福井県立武道館の設置および管理に関する条例

- ・施設使用の承認 「教育委員会の承認」 → 「知事の承認」

### 3 施行年月日

令和4年4月1日